

▶ 特定創業支援事業とは

創業支援事業者が創業希望者等に継続的な支援を行い、経営、財務、人材育成、販路開拓の全てについて指導助言を行う事業です。

京丹後市内で実施される特定創業支援事業については次のとおりです。

創業支援事業者	特定創業支援事業の内容
京丹後市商工会（本所及び5支所）	●経営支援員による伴走型支援（随時） ●専門家派遣による個別支援（随時） ●創業ゼミ
京都産業 21 北部支援センター	●職員による伴走型支援（随時） ●専門家派遣による個別支援（随時）

1 か月以上の期間にわたり延べ4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合を特定創業支援事業とします。

▶ 特定創業支援事業を受けていただいた場合のメリット

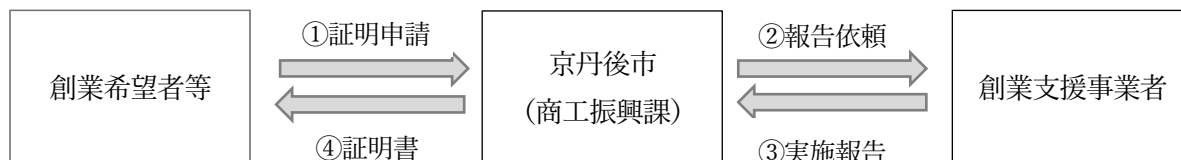
- 1 創業前の方が会社を設立する際の登録免許税が半額になります！
- 2 創業2 か月前から利用対象となる創業関連保証の特例が事業開始6 か月前から利用できます！
- 3 無担保、第三者保証なしの創業関連保証の枠が1,000 万円から1,500 万円に拡大されます！
- 4 日本政策公庫の新創業融資制度が利用できます！ ※自己資金要件を充足したものとみなします。

(注) メリット1 は、創業前の個人もしくは創業後5 年を経過していない個人が対象となります。すでに会社を設立した方が組織変更される場合は対象とはなりませんのでご注意ください。また、メリット2 及び3 は、事業開始後6 か月前から創業後5 年未満の方が対象となり、メリット4 は、創業前または創業後の税務申告を2 期終えていない方が対象となります。

▶ メリットを受けていただくには

上記メリットを受けていただくためには、特定創業支援事業を受けたことについて、京丹後市長の証明が必要になります。証明を受けようとする場合は、所定の証明申請書を市に提出してください。市は、創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。

申請時に、市が申請者の住所、名称、氏名、電話番号、支援内容を創業支援事業者に提供し、創業支援事業者が市に具体的な支援内容を報告することに同意していただきます。



〈お問い合わせ〉

京丹後市商工観光部商工振興課
電話 0772-69-0440